

## 板橋区大規模建築物等指導要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○板橋区大規模建築物等指導要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 〔 省 略 〕</p> <p>(都市計画等との調和)</p> <p>第3条 前条に該当する事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、事業を予定する地域が板橋区都市計画マスタープラン等により、地域特性に応じた市街地整備計画が策定されている地域に該当するときは、これらの計画との調和を図るものとする。</p> <p><u>2 事業者は、事業の計画に際して、東京都板橋区都市づくり推進条例(令和2年板橋区条例第31号)の規定に基づき、事業が地域に与える影響に配慮し、地域の良好な環境及び地域の価値の維持・向上に資するものとなるように努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第7条の2 〔 省 略 〕</p> <p>第2章 各適用事業共通の協議項目</p> <p>第8条～第12条 〔 省 略 〕</p> <p><u>(工業専用地域等における配慮)</u></p> <p><u>第12条の2 事業者は、都市計画法第8条の規定に基づく工業専用地域、工業地域及び準工業地域(以下「工業専用地域等」という。)では、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、近隣工場及び地域の工業団体との協議(以下「近隣工場等との協議」という。)を行う等、区の定める基準に従うものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、工業専用地域等では、工場の操業環境及び工業の振興に</u></p>	<p style="text-align: center;">○板橋区大規模建築物等指導要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 〔 省 略 〕</p> <p>(都市計画等との調和)</p> <p>第3条 前条に該当する事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、事業を予定する地域が板橋区都市計画マスタープラン等により、地域特性に応じた市街地整備計画が策定されている地域に該当するときは、これらの計画との調和を図るものとする。</p> <p><u>( 追 加 )</u></p> <p>第4条～第7条の2 〔 省 略 〕</p> <p>第2章 各適用事業共通の協議項目</p> <p>第8条～第12条 〔 省 略 〕</p> <p><u>( 追 加 )</u></p>

改正後	改正前
<p><u>十分配慮するとともに、近隣工場等との協議を行う等、区の定める基準に従うものとする。</u></p> <p><u>3 事業者は、当該建築物等の購入者及び入居者に対し、事業地は工業専用地域等であることの条件等についての説明を十分に行い、周辺工場に対する理解と調和の促進に努めなければならない。</u></p> <p>(建築物の環境衛生の保持) 第12条の<u>3</u> 事業者は、当該建築物内の室内空気その他建築物の利用者の健康又は快適性に係る環境衛生の保持のため、必要な措置に関して区と協議し、必要な指導を受けるものとする。</p> <p>第13条～第18条 [ 省 略 ]</p> <p>第3章 集合住宅（適用事業（1））の協議項目</p> <p>第19条 [ 省 略 ]</p> <p><u>第20条 削除</u></p> <p>第21条～第23条 [ 省 略 ]</p>	<p>(建築物の環境衛生の保持) 第12条の<u>2</u> 事業者は、当該建築物内の室内空気その他建築物の利用者の健康又は快適性に係る環境衛生の保持のため、必要な措置に関して区と協議し、必要な指導を受けるものとする。</p> <p>第13条～第18条 [ 省 略 ]</p> <p>第3章 集合住宅（適用事業（1））の協議項目</p> <p>第19条 [ 省 略 ]</p> <p>(工業地域等における配慮) <u>第20条 事業者は、都市計画法第8条の規定に基づく工業地域及び準工業地域(以下「工業地域等」という)内に集合住宅を建築する場合は、周辺環境との調和に十分配慮したものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、工業地域内に集合住宅を建築する場合は、前項に定めるもののほか、近隣工場との協議を行う等、区の定める基準に従うものとする。</u></p> <p><u>3 事業者は、購入者及び入居者に対し、事業地は工業地域等であることの条件等についての説明を十分に行い、周辺工場に対する理解と調和の促進に努めなければならない。</u></p> <p>第21条～第23条 [ 省 略 ]</p>

改正後	改正前
<p>第4章 補 則</p> <p>第24条～第30条〔省略〕</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>（経過措置）</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>付 則（平成12年3月17日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成13年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成18年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成19年4月20日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成21年6月15日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成23年1月12日決定） 〔省略〕</p> <p><u>付 則（令和2年12月25日決定）</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4章 補 則</p> <p>第24条～第30条〔省略〕</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>（経過措置）</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>付 則（平成12年3月17日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成13年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成18年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成19年4月20日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成21年6月15日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成23年1月12日決定） 〔省略〕</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>